

区長は清風園なくすなの声に応えるべき

1月18日と19日に「清風園」の廃止等についての説明会が行われ、会場からあふれる143人と41人の参加で白熱しました。「清風園がなくなったら困る」「廃止ありきではなく地域の声を聴いて欲しい」という利用者や地域住民の声が多数あったにもかかわらず、区は2月5日、区議会に対し「概ね理解を得た」と事実を偽る報告をし、区長も2月20日の本会議で「概ね地域の理解を得た」と答弁しました。問答無用のやり方で区内唯一の施設である清風園を廃止しようとする事は許されません。

なぜ廃止？

議会の質疑でわかったこと

区の説明	事実は…
① 施設の老朽化に伴い大規模な改修工事が必要	築40年(本庁舎より14年も新しい)だが、本来やらなければならない排水管工事、外壁の塗替え、変電設備更新等が全く行われず、ボイラーも30年間交換していない。2億円(区試算)で改修でき、お風呂も毎日利用可能となる。
② 利用者が直近6年間で3割近く減少し、特定の利用者が利用している	区はお風呂利用者を特定の利用者と言っているが、清風園は3/4がお風呂利用者。2013年6月ボイラー故障を機に日曜祝日はお風呂が利用できなくなり、その後も故障する度に利用制限があったため、利用者が減ってきた。
③ 周辺地域には清風園と同様の機能を有する多数の高齢者活動・交流施設(地域交流館)、公衆浴場がある	清風園は、男女別のお風呂が毎日午前10時～午後4時利用できて食事も可能。地域交流館はお風呂が一つで男女入れ替え制、利用時間も正午～午後3時で食事は不可、坂を上って行かなければならない。公衆浴場は有料民間施設で代替にはならない。区が代替施設と言う中落合高齢者在宅サービスセンターの活動スペースは300㎡に満たない小さな施設で、説明会時点で施設側との打ち合わせは行われていなかった。

区民ぬきに決めないで!

「清風園」は、区条例に基づいて設置されている施設であり、廃止するには廃止条例を議会で可決する必要があります。にもかかわらず、近隣に配布された説明会開催案内では、区の「施設活用検討会」での決定が最終決定であるかのような誤解を与えるもので、とんでもありません。新宿区

自治基本条例の「区は、区民が主役の自治の実現を図り、区民は、自治の担い手として地域の課題を解決するものとする」という基本理念に立ち戻り、まず「清風園」のあり方について利用者・地域住民と一緒に考えることが先ではないでしょうか。

障害者グループホーム整備は急務

新型コロナウイルス対策 区民のくらし・営業に支援を!

清風園のある区有地は傾斜地で、GHを建設する際は解体と擁壁改修が必要。新型コロナウイルス対策として、営業に支援を!

民間まかせでは整備できない

区の調査表1からも、区内での障害者グループホーム整備は急務です。施設面でも人的な面でも運営が厳しく、民設民営での整備が難しいことは区も認識しています。特に急がれるのが、区内に1カ所もない重度重複障害で医療的ケアが必要な方のGHです(表2)。公設民営・公設公営で整備する方針に転換する必要があります。

説明会では、重度重複障害者の親御さんの「15年間グループホーム整備を要望しているが、できなかった」「私たちはもう待てません」という悲痛な訴えが参加者の心を打ちました。

区は、公有地利用のため努力してきたかのように説明しましたが、議会では「一度でも具体的に国や東京都に障害者GH整備のため文書で正式に求めたことはあるのか?」との質問に、「ない」と答弁しています。東京都は、地元自治体が福祉施設設置のために公有地の貸与・取得を求めた場合は優先して提供する方針で、例えば東京五輪後の活用が決まっていない都営角筈アパート跡地を「GHなど福祉施設を作るために貸してほしい」と区が正式文書で求めれば都は検討する仕組みです。しかし区は、一度も要望していないのです。区長は一刻も早く正式に要望すべきです。

区は努力してきたの?

新宿区は、「清風園」を廃止し、跡地に民設民営で定員20名の障害者グループホーム(GH)を2025年4月を目途に建設する案を示しました。

区有地もある!

表2 新宿区内の障害者グループホーム整備状況

●知的障害	9所(定員56人)
●身体障害	2所(定員20人)
●精神障害	8所(定員53人)
★重度重複・医療的ケア対応は	0所0人

表1 新宿区の「障害者計画」策定前の調査より

●主な介助者が支援できなくなった場合	
グループホーム、福祉ホーム入所希望者	205人
●今後希望する生活	
グループホーム入所を希望(在宅の人)	144人
●遠方の施設入所者	少なくとも100人

に1億9千万円、エレベーターと渡り廊下に約1億2千万円かかり、時間も相当かかることが議会の質疑でわかりました。同じ予算をかけるなら更地に整備する方がより有効です。

各議員と区議団は、定例の法律・くらしの相談会を行っています。お気軽にお問合せください。区議団控室 ☎03-5273-3551

雨宮たけひこ 左門町13仙丈ビル501 ☎090-1544-5088

川村のりあき 西落合1-32-18 ☎070-6510-8893

近藤 なつ子 戸山1-16-16-310 ☎090-4849-3227

沢田 あゆみ 西早稲田2-19-1共美ビル101 ☎090-3088-9591

高月 まな 大久保1-3-3-402 ☎080-5876-2337

藤原 たけき 山吹町311 榎本荘1階 ☎070-5371-5853

記事は2ページをご覧ください。